

議案第126号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)新旧対照表
 (現行)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長				
	宝塚市入札監視委員会	市が行う入札及び契約の過程並びに内容に関する調査、審議に関する事務	3人	知識経験者 3人

(改正案)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長				
	宝塚市入札監視委員会	市が行う入札及び契約の過程並びに内容に関する調査、審議に関する事務	3人	知識経験者 3人
	<u>宝塚市公契約条例検討委員会</u>	<u>公契約に関する条例についての調査審議に関する事務</u>	8人	知識経験者 3人 <u>事業主を代表する者 2人</u> <u>労働者を代表する者 2人</u> <u>公募による市民 1人</u>